

戸籍法改正により（届出・戸籍取得の際）窓口での本人確認が厳格になります。

本庁住民税務課 電話 0994-22-3039
支所住民生活課 電話 0994-25-2511

5月1日から「戸籍法の一部を改正する法律」が施行されます。

以下、その改正理由や改正の要点を「質問&答え」で紹介いたします。

質問…なぜ、届出の際の本人確認が法律上のルールとなるのですか？

答え…最近、他人が勝手にうその届出をして、戸籍に真実でない記載がされる事件が起こっている為、このルールが必要となります。

質問…具体的な取扱はどうなりますか？

答え…結婚・離婚・養子縁組・養子離縁・認知の5つの届出の際、必ず窓口に行われた方の本人確認を行うこととなります。届出の本人であることが確認できなかった場合には、届出が受理されたことを本人に通知いたします。

質問…戸籍の謄・抄本など証明書を取る手続きはどうなりますか？

答え…最近、不正に他人の戸籍の証明書を取得する事件が発生していることから、個人情報保護のために、証明書を取得する要件が厳しくなります。

質問…具体的にはどう厳しくなるのですか？

答え…他人の戸籍の証明書を取得するには、正当な請求理由を詳しく請求書に記載することになり、本人確認や代理人、使用の方の代理権限等（委任状）の確認も必要となります。

質問…本人確認の方法はどうなりますか？

答え…運転免許証・写真付きの住民基本台帳カードなどの提示を受けて行います。

質問…今回の改正で戸籍ルールのどのような点が変わりますか？

答え…大きくは2つです。1つは結婚などの届出の際に本人確認が法律上のルールとなります。もうひとつは、戸籍の証明書を取得する要件や手続きが厳しくなります。



平成20年3月1日から錦江町全域で下限面積が30アールになります。

本庁産業振興課 電話 0994-22-3035
支所産業建設課 電話 0994-25-2511

農地を他の地目に転用する場合は、農地法の許可が必要です。

農地法の許可を得ずに無断転用した場合は法律により罰せられます。



耕作を目的とする農地の売買、貸借は、農地法の許可が必要です。その許可基準の中の一つに下限面積があります。下限面積とは、権利取得後の経営面積（自作地+小作地）が都道府県知事が定めた基準面積（これを「下限面積」という）以上にならないと許可できないと定めたものです。